

出席者紹介	<p>(津嶋次長)</p> <p>続きまして、本日御出席いただきました構成員の皆様を御紹介いたしますのが本来でございますが、時間の関係もございますので、お手元の出席者名簿及び配席図をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
傍聴者確認	<p>なお本日傍聴者の方が1名いらっしゃいますのでよろしくお願いいたします。傍聴者におかれましては、お手元の傍聴心得を守って下さいますようお願いいたします。</p>
資料確認	<p>次に、資料の確認させていただきます。</p> <p>事前に配布させていただいておりますのが、配布資料一覧、会議次第、構成員名簿、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領の一部を改正する要領改正する要領、その新旧対照表、それから改正後の開催要領一式、次に資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4、資料2-1、資料2-2でございます。</p> <p>このうち本日、当日配布資料といたしまして、出席者名簿、配席図、瀬戸保健所の事業概要の冊子を机の上に配付させていただきました。</p> <p>なお配布資料一覧及び資料1-1、資料1-2、資料1-3については、本日差し替え分を配布させていただきましたので、差し替えをお願いいたします。又参考資料として地域医療構想の概要版も追加配布させていただいております。</p> <p>資料につきましては以上となっておりますが、不足等がありましたら、お手数ですが挙手をお願いします。特に何かありますでしょうか？</p> <p>また本日会議資料とは別に、皆様方の後ろの椅子の上に紙袋が載っておりますが、この紙袋の中に「愛知県地域保健医療計画」と各医療圏ごとの計画を網羅しました「愛知県医療圏保健医療計画」の冊子と別表が入っております。</p> <p>これは平成29年度に1年をかけて医療計画を見直し、平成30年度から35年度までの6年計画で策定したものでございます。又黄色い表紙のものですが、瀬戸保健所の平成30年度事業概要も入っております。</p> <p>重くて申し訳ございませんが、業務等の参考にしていただきたいと思います。存じます。</p>
会議の公開・非公開	<p>次に、議事に入ります前に2点程お知らせします。</p> <p>1点目は会議の公開・非公開の取扱いについてでございます。</p> <p>本会議は愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第5条第1項により、「会議は原則公開とする。」とされております。</p> <p>本日は、議題を1件、報告事項を1件予定しておりますが、全て公開とさせていただきますので、ご承知おき下さい。</p>

<p>開催要領の改正について</p>	<p>2点目です。 今申し上げました本会議の開催要領が、平成30年7月30日付けで一部改正された件でございます。 お配りした資料の中で「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領 新旧対照表」というA4横書の資料がございますので、そちらをご覧ください。 新旧対照表の新しいところ、第4条の会議の第1項ですが、「招集することにより開催する。」の前に、「構成員としてその都度」という文言が加わりました。 又同4条には第3項「会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない」と、第4項「会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」という二項が加わることになりました。 この改正により構成員の招集について厳密に規定されるとともに、従来規定がありませんでした「議決の要件」が明確化されることになりましたので、ご了解下さい。 この改正は、本日の会議から適用を受けることとなります。 本日は全25名の構成員のうち、22名のご出席をいただき、構成員の過半数が出席されておりますので、議事を開き、議決を行うこととなります。</p>
<p>議長の選出</p>	<p>続きまして、議長の選出でございます「開催要領」第4条第2項で、「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」と規定しております。 つきましては事務局から、本日の会議の議長を、瀬戸旭医師会会長の鳥井彰人様をお願いするという提案をさせていただきたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>（津嶋次長） 「異議なし」のお言葉をいただきましたので、皆様の総意ということで、議長は鳥居様をお願いしたいと存じます。 では鳥井様、よろしく願いいたします</p>
<p>議長挨拶</p>	<p>（議長：鳥井瀬戸旭医師会長） 議長を務めさせていただきます瀬戸旭医師会長の鳥井でございます。よろしく願いいたします。 御出席の皆様の御協力によりまして、円滑な議事を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>

議 事
議題

なお、本日の会議は、事務局説明のとおり全て公開とさせていただきます。

それでは、議事に入りますのでよろしくお願いいたします。

議題「介護保険施設等の整備計画について」、事務局から説明をお願いします。

(尾張福相談センター 猿渡次長)

日頃は、福祉行政の推進に格別の御理解と御協力をいただきまして、深くお礼申し上げます。それでは議題の介護保健施設等の整備計画について御説明させていただきます。申し訳ありませんが着座にて説明させていただきます。

お手元の資料1-1「介護保険施設等の整備計画について」を御覧下さい。今回の整備計画につきましては、介護老人福祉施設の新設1件と、介護老人保健施設の定員の増加1件でございます。計画の内容につきましては、後程説明いたしますが、その前に介護保健施設の整備の手続きについて御説明させていただきます。

資料の1-2を御覧ください。本件では、介護保健施設など入所型施設の整備については、平成32年度までを計画期間とする第7次愛知県高齢者健康福祉計画により、圏域毎に施設の整備枠を設定しております。圏域毎に整備枠を設定する理由といたしましては、それぞれの地域で必要な介護サービスの整備を促進するには、地域のニーズを把握し、介護保険における負担と給付のバランスを考慮しながら進めて行く必要があるためでございます。

そして整備を行う場合、この圏域会議における承認が必要になりますので、設置予定者から事前に相談票を提出して協議をすることになっておりますが、この資料の中程の「3 事前協議の流れは、以下のとおりです」のところに、その事前協議の流れが記されております。

まず(1)の事前相談票の提出がありますと、(2)により相談センターから整備予定地の市町村から意見をお聞きすることになり、(3)により圏域内の市町村で構成する研究会等を開催して、圏域の調整等を行うこととなります。

そして(4)になりますがこの圏域会議で御意見をお聞きし、(5)により会議の結果を事前相談票提出者に通知することになっております。

本日御審議いただく案件は、「4 この手続きが必要な介護保健施設の種類～」の記載のうち(1)の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)と(2)の介護老人保健施設について、事前相談があったものでございます。

次に資料1-3の尾張東部圏域 第7期介護保険施設等の整備計画を御覧ください。

この資料には票が3つありますが、1の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の表を御覧下さい。

左側から2列目に30年3月末の定員数、それから30年度及び32年度の整備目標、30年度と32年度の必要数、そして一番右に今回申請分が記載されております。

今回事前相談がありました1の介護老人福祉施設の、この圏域における整備枠でございますが、この表の一番下の行の右から3つ目の枠、30年度の欄に網掛けをしております100名となります。繰り返しますが、介護老人福祉施設の平成30年度の整備枠は、100名とさせていただきます。

又、2の介護老人保健施設の表を見ていただきますと、網掛けをいたしておりますが、平成30年度の整備枠は0名、平成32年度の整備枠は70名となっております。繰り返しになりますが、介護老人保健施設の平成30年度の整備枠は0名、32年度の整備枠は70名でございます。

なお圏域内の介護保健施設の設置状況につきましては、次の資料1-4のとおりでございます。この資料1-4につきましては、施設の種別、市町村別に施設名と定員が記載されております。

資料1-1にお戻りいただきたいと思っております。

今回事前相談のありました整備計画の内容でございますが、1の介護老人福祉施設は、瀬戸市の公募により整備予定者を選定するもので、整備予定定員は80名、開所予定が平成34年4月でございます。

先程説明させていただきましたが、介護老人福祉施設の第7期整備計画の平成30年度の整備枠は100名であり、今回の整備予定定員は80名であり整備枠の範囲内ということでございますので、承認が適切と考えております。

次に2の介護老人保健施設は医療法人聖生会からで、定員を90名から100名に10名増員したいというものでございます。整備枠と致しましては、先ほど説明させていただきましたが、第7期整備計画における平成30年度の整備枠0名を超えておりますが、最終年度である平成32年度の整備枠70名の範囲内となります。

こうした場合には資料1-1の2枚目に参考として記載させていただいておりますが、「介護保健施設等の指定等に関する取扱要領」の第5（意見聴取及び連絡調整の基準）の第2号の、波線が引かれている箇所「施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める場合」が承認の基準となります。本件は平成30年7月20日に開催した尾張東部の圏域研究会において、圏域内の市町村から前倒し整備の了解をいただいておりますことから、承認が適切と考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(鳥井議長)

どうもありがとうございました。ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらよろしくお願いします。

(瀬戸地域産業保健センター 佐伯幹事)

瀬戸地域産業保健センターの佐伯です。ちょっとお聞きしたいのですが、整備枠の数は何を基準に算定されているのですか？

(尾張福相談センター 猿渡次長)

この整備計画の数字は、各市町が推計した各年度の利用者の増加見込みを集計し、その数値を元に算出したものです。

(佐伯幹事)

わかりました。

(鳥井議長)

よろしいですか？他に質問はございませんか？

では私の方から一つ質問させていただきます。今の整備枠のことに関係するのですが、この1例目に関しては開所予定が平成34年となっておりますので、ということは現時点では、30年度の100名、32年度の140名に関しては、その時点では充足できないという状況になるということなのでしょうか？

もちろん将来的には34年の時点で80名充足されるということですが。

(尾張福相談センター 猿渡次長)

はい、これはあくまで整備枠ということですので、枠をいただいてから着工・建設という手順を踏んでいきますので、それまでの間若干タイムラグがございます。

この整備枠はあくまで、目標値に対してあるものです。

(鳥井議長)

ありがとうございます。

2例目の10名の増員の件が32年4月開所であり、必要数70名中の10名分が計画期間内に充足されるのと比べて、1件目はどうかと思ったものですから。

では他にご意見、ご質問はありませんでしょうか？

(医療法人財団愛泉会 井手理事長)

以前に聞いたかもしれませんが、決まりもないのかもしれませんが、質問させていただきます。

これからの4年間、様々な理由で時間がかかるというのは理解できますが、あまり遅れるのはどうなのかと。一体どこまでの遅れなら許されるのですか？例えば開所が36年度でも40年度でもいいのでしょうか？

逆に例えば整備枠が埋まった後に、「うちが1年以内に建てます。瀬戸市のために。」というような人が出てきた時に、どうするのですか？「あまり先のことを押さえてしまうというのは如何なものか」という気持ちがいたします。

もし決まりがないのであれば、あくまで常識の範囲内、ということになるのでしょうか？

(尾張福相談センター 猿渡次長)

特に「いつまで」ということはありませんが、承認してから3年経過した場合には、その承認が失効するというにはなっております。

(井手理事長)

3年以内に何が始まらないと失効するのですか？

実際に工事とか何かが始まらないと失効するということですか？

(尾張福相談センター 猿渡次長)

3年間、整備の推進ができなくなった場合です。開設予定者が当初の計画に基づく整備推進ができなくなった場合ということですので、出来なくなったりして3年経過した場合は失効するということでございます。

(井手理事長)

多分「何年後までなら」ということまでは想定していないのですね。

(鳥井議長)

他にはどうでしょうか？御意見ございませんでしょうか？

なければ、今の質疑も含めまして、本日審議いたしました2施設につきまして議決を行います。

ただ最初の施設は瀬戸市から提出された案件ですので、瀬戸市には御了承いただいたうえで、議決から外させていただきますので、よろしく願いいたします。

従って1件目と2件目分けて議決を取りたいと思います。

まず1件目、定員80名の介護老人福祉施設を平成34年4月に新たに作るという方ですが、瀬戸市から提出の「公募による介護老人福祉施設」の整備の件につきまして、承認される方は挙手をお願いいたします。

報告事項	<p>(事務局が賛否について集計。) (瀬戸市を除く出席委員 21 名全員の賛成という結果となった。)</p>
	<p>(鳥井議長) それでは今集計していただいた通り、瀬戸市を除く委員 21 名全員の賛成ということで、この件について承認ということにさせていただきます。 続きまして 2 件目の医療法人聖生会からの介護老人保健施設の定員増の許可につきまして、承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(事務局が賛否について集計。) (出席委員 22 名全員の賛成という結果となった。)</p>
	<p>(鳥井議長) それでは今集計していただいた通り、委員 22 名全員の賛成ということで、この件について承認ということにさせていただきます。 これで議題については全て承認されました。</p>
	<p>では、次に次第の「4 報告事項」に移らせていただきます。 「愛知県地域医療構想の進め方について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
	<p>(梶田主任主査) 瀬戸保健所総務企画課梶田と申します。 事務局より、今後の地域医療構想推進委員会の進め方について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。</p>
	<p>圏域会議の委員の方で今回初めて出席される方もおみえになりますので、まずは「地域医療構想」の概略を説明させていただきます。お手元の資料 2-1 「地域医療構想について」をご覧ください。これは厚生労働省作成の「地域医療構想」についての概要をまとめた資料でございます。</p>
	<p>「地域医療構想」とは、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、本県の医療需要と病床の必要量を推計し、病床の機能分化や連携を進めるため、医療機能、具体的には「高度急性期機能」「急性期機能」「回復期機能」「慢性期機能」ごとに必要な医療需要と病床の必要量を推計し定めるものです。</p>
	<p>その根拠となる「医療介護総合確保数進法」が制定されたことにより、本県においても平成 28 年 10 月に「愛知県地域医療構想」を策定いたしました。</p>
	<p>この「愛知県地域医療構想」の概要版は本日参考資料としてお配りさせていただいておりますが、当保健所が所管する尾張東部を含め、愛知県に</p>

は11の構想区域がございます。

この地域医療構想の実現に向けて、本県では「愛知県地域医療構想推進委員会開催要領」が設けられ、各区域で議論が進められています。当区域においても「尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会」を平成29年3月から開催しており、病床の機能分化・連携に向けた協議を進めております。

なお、地域医療構想における当区域における必要病床数ですが、参考資料の3頁の一番左側の表に記載があります。平成37年の「必要病床数」は合計5,268床となっております。

但し、資料には記載はございませんが、平成30～35年度の「基準病床数」は4,141床であり、平成30年3月末時点の「既存病床数」は4,427床となっております。よって、当区域においては基準病床数が既存病床数を上回っているため、現時点では病床の整備は出来ない状況となっております。

では、お手元の資料2-2をご覧ください。

今後の地域医療構想推進委員会における議論の進め方について、説明させていただきます。

今後の議論の進め方については、国において、昨年6月に閣議決定された骨太の方針により、今後2年間程度で集中的な検討を促進するとされております。

これを踏まえ、国が設置している地域医療構想に関するワーキンググループでは、昨年12月13日に地域医療構想の進め方に関する議論の整理をとりまとめておりますが、その要約が、資料2-2の下部分(参考)「地域医療構想の進め方に関する議論の整理(抄)」の記載でございます。

資料には地域医療構想調整会議、本県では地域医療構想推進委員会となりますが、その協議事項や個別医療機関の取組状況の共有などについて考え方が示されております。

本県においては、基本的には医療機関の皆様方に自主的な取り組み、相互の協議によって地域医療構想を実現して参りたいと考えておりますが、国がとりまとめたこの「議論の整理」を参考に、地域医療構想の推進に向けて議論を進めて行きたいと考えております。

なお、資料にはございませんが、国は「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、地域医療構想の実現に向けた具体的な対応方針について、昨年度に続いて集中的に検討し、2018年度中の策定を促すとし、地域医療構想調整会議の議論を一層活性化するための方策を都道府県に示しております。

本県の対応については県庁(医療福祉計画課)で関係者の意見を踏まえ検討する予定です。

では、地域医療構想推進委員会のこれまでの実施状況と今後の議論の進め方についてお伝えします。

まずこれまでの実施状況です。

昨年度の第1回委員会（平成29年9月22日）については、この資料に記載はありませんが、今後の「地域医療構想推進委員会」の進め方について、国の方針を踏まえた今後の県の取組、方向性について協議を行っております。

第2回会議については、資料をご覧ください。上の表の2列目、平成29年度、平成30年3月までのところです。

第2回では、

- 新公立病院改革プラン及び公的医療機関等2025プランの提示
- 非稼働病床の現状についての現状把握と情報の共有
- 回復期病床整備事業の制度説明

の3点を協議しており、当尾張東部構想区域においても、平成30年3月2日に開催した委員会において、公立陶生病院・旭労災病院・藤田保健衛生大学病院・愛知医大病院からのプラン提示や、当構想区域内における非稼働病床の現状説明などを行いました。

続いて今年度の実施状況及び計画についてお伝えします。

当区域におきましては、今年度の第1回推進委員会を9月14日に開催することになっております。

それまでの間の取組内容については、3列目、平成30年6月までのところに示されております。

内容としては、

- 前回の委員会（平成30年3月2日）で提示されました「新公立病院改革プラン」と「公的医療機関等2025プラン」について、委員会の各委員からの意見や質問の取りまとめを行い、対応案の整理を行いました。
- 前回の委員会で現状把握と情報の共有を行いました非稼働病床についても各委員からの意見や質問の取りまとめを行いました。

なお、資料にあります「回復期病床整備事業の申請受付」については、県庁の医療福祉計画課が県全体の申請受付を行っております。

今年度のこれまでの取組を受け、第1回委員会を9月14日に開催し、議論を行うこととなります。

資料の4列目、平成30年9月までの欄をご覧ください。

9月14日の当区域の構想推進委員会においても資料の沿った内容で議論を行う予定です。

その内容ですが、

- 「新公立病院改革プラン」と「公的医療機関等2025プラン」に対する各委員から質問等を踏まえた具体的対応方針について協議し、具体的な対応方針の決定を行う予定です。

併せて、プランを提出していないその他の医療機関の対応方針についても議論することとなります。

- 当区域における非稼働病床を有する医療機関への対応方針について、議

論することとなります。

○当区域の医療機関から回復期病床整備事業の申請があった場合には、申請者に対しての意見聴取を行います。

次に、資料の5列目、平成30年12月までのところをご覧ください。

今年度の第2回の構想推進委員会は、平成31年1～2月頃に開催する予定ですが、それまでの間に行うべきこととして、第1回と同様、県の医療福祉計画課において回復期病床整備事業の申請受付を行うことが挙げられております。

6列目、平成31年3月までのところには第2回の委員会で議論すべき内容が挙げられております。当区域においては31年の1～2月頃に開催する予定ですが、議論する内容としては、

○「新公立病院改革プラン」と「公的医療機関等2025プラン」については、その他の医療機関の対応方針についての議論を行う予定です。そして場合によっては協議を継続し、必要に応じてプランの修正についての議論も行うこととなります。

○非稼働病棟を有する医療機関に対しては、第2回（9月14日）に議論した対応方針に基づく取組みを行います。

○当区域の医療機関から回復期病床整備事業の申請（2回目）があった場合には、申請者に対しての意見聴取を行います。

最後に、一番右の列、平成31年度以降の内容です。

冒頭で地域医療構想の概要を説明させていただきましたが、病院の医療機能、具体的には「高度急性期機能」「急性期機能」「回復期機能」「慢性期機能」、この4機能ごとに、これまでの委員会での議論を踏まえ、具体的な医療機関名を挙げたうえで、機能分化、転換等の具体的な決定に向けて、協議を継続する予定となっております。

県や当圏域での取組みについては概ねこのように進めて参りますが、その間の医療機関が自主的に取り組むべき内容についてお伝えさせていただきます。

資料にある表の一番下の行に記載の「医療機関（病院団体協議会等の自主的協議）」でございます。

これは愛知県病院協会はじめ、県内の病院団体5団体が、病院・有床診療所も含め、ベッドを有する医療機関の自主的な協議の場として、それぞれの構想区域で幹事団の結成をし、協議を行っていただける団体です。この推進委員会はあくまでも代表制ということで、全ての医療機関に御参加いただけないということがあります。地域医療構想はあくまでも医療機関の自主的な取り組み、協議ということとなっているため、この病院団体協議会のご意見も踏まえながら、推進委員会の方で協議の方を進めて参りたいと考えております。

なお、この医療機関のスケジュールは、県で策定したイメージであることを補足させていただきますが、当区域においても昨年度から「尾張東部

地域医療連携推進協議会」が開催され、今年も来週8月27日に開催されると聞いております。

なお、次回の「地域医療構想委員会」の開催時期にもよりますが、今回説明させていただいた地域医療構想の実現に向けた協議の状況については、次回の保健医療福祉推進会議において報告させていただく予定としております。

以上で「愛知県地域医療構想の進め方について」の説明を終わります。

(鳥井議長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願ひします。

(意見等なし)

(鳥井議長)

よろしいでしょうか？

この新公立病院改革プラン、それから公的医療2025プランは圏域の大きな4病院が策定されたのですが、その4病院の一つであります公立陶生病院の味岡先生、何かご意見ございませんでしょうか？

(公立陶生病院 味岡院長)

公立陶生病院としましては、ここにいらっしゃる井出先生と一緒に、この会議に参加しておりますけども、それぞれの病院ごと様々な方針がございますので、これをまとめていくのはそう簡単なことではないと思っておりますけれども、時間を掛けて構想を推進していきたいと思っております。

(鳥井議長)

ありがとうございます。他はどうでしょうか？

大きい問題ですので、中々個々についてのご意見が出にくいのかもかもしれませんが、よろしいでしょうか？

(意見等なし)

(鳥井議長)

他に御意見・御質問がなければ、以上で本日本日予定しておりました議題及び報告事項はすべて終了とさせていただきますが、全般を通じまして、又その他にも何か一言、御意見・御質問等ございましたら、御発言いただきたいと思っておりますが、どうでしょうか

(意見等なし)

その他

議事終了	<p>(鳥井議長)</p> <p>よろしいでしょうか?では御意見等もないようですので、これもちまして、議事を終了させていただきます。</p> <p>皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>事務局へお返しします。</p>
閉会	<p>(事務局：津嶋次長)</p> <p>鳥井様、議事進行、ありがとうございました。</p> <p>本日の会議録につきましては、発言内容を御発言者に確認の上、議長の承認をいただいた上で、当保健所のホームページに公開する予定でございますので、御承知おきください。</p> <p>では閉会に当たりまして、瀬戸保健所長の鈴木から御挨拶申し上げます。</p> <p>(鈴木所長)</p> <p>皆様本日は大変暑い中、大変お忙しい中、御審議をいただきまして、又貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>来週には地域医療構想に関する自主的な協議を行う地域医療連携推進協議会、9月には当保健所において地域医療構想推進委員が開催されますが、県といたしましては、今後とも保健・医療・福祉の一層の充実に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>